平成24年度 行政監査の結果(意見)に基づく措置状況等の報告

行政事務の執行についての監査(行政監査) 1 監査の種類

契約事務における積算額及び履行確認等の業務品質管理について 2 監査のテーマ

3 監査対象 市民文化部市民課

4 監査実施期間 平成24年12月 7日から平成25年 2月 5日まで

平成25年 3月29日 5 監査結果報告

監査の結果(意見)

措置(具体的内容)・対応状況

【市民文化部市民課 オンライン入出力業務及び窓口業務委託】

(1)契約金額の妥当性の確認について

契約の予定価格は、過去実績との対比や他市の動向調査から算出してい れぞれの経費の必要量・価格の妥当性などの精査を行うこと。その上で、 適正な価格で契約するよう、原価に責任を持ち、その算定基礎も明確にす ること。【改善事項】

【 検討中 】 平成25年 9月30日

オンライン入出力等の委託契約については、他市とその委託内容や事務 |るが、原価項目毎に、業務量と要求人員の配置や作業工数との整合性、そ |処理量が異なっているため、単純に比較することは難しいが、5月に他市 の状況調査を行った。調査の結果を踏まえ、次期契約に向け本市の状況に |当てはめて比較する等、より精度の高い判断ができるように検討する。

【 検討中 】 平成26年 3月28日

昨年11月開催の三重県14市戸籍住民基本台帳事務主管課長会議にお |いて、窓口業務の委託化についての現状及び問題点、今後の課題等につい |て様々な観点から検討を行った。今後の契約においては、これら実施自治 体の事例も参考としながら、算定基礎をより明確なものとし、適正な価格 での契約に繋げていくこととする。

(2)委託業務の品質レベルの監視について

ア 長期にわたり同一業者に委託していることから、馴れ合いになりマネ│ 業務実査確認については、日々各業務ごとに検認する流れの中で確認を ジメントが効かなくなる可能性がある。また、競争性が働かなくなること実施している。さらに四半期ごとに、委託業務の履行状況について、業務 で、サービスや業務品質の劣化も危惧されることから、求めるべき業務品|履行報告書(日報)のとおり処理(入力・整理)されているかを関係書類 質のレベルを明確にし、契約条項を定期的に現場確認する「委託業務実査」との照合による調査、入金報告書により証明書申請件数とレシート入力件 確認表」などを導入し、監視を徹底すること。【改善事項】

平成25年 9月 4日 【 措置済 】

数の突合を行った。今後も、継続して品質レベルの監視に努める。

イ 委託業務の品質向上に資するため、人員配置の整合性、日程の順守、 上位職による管理の状態、教育、市民へのサービスの品質保証(正確・迅」ち入り検査にてIDカードの提示を求めて同番号の確認を行うと同時に、 どの監視のチェックポイントや手順書を作成し、業務の品質維持や向上をを文書に残した。 |図ること。なお、委託現場への立入検査等を実施した際は、その記録を文| また、サービスの品質保証(迅速・正確)については、証明書発行に要 書にして残すこと。【改善事項】

平成25年 9月 3日

個人情報の取扱いに関しては、IDカード貸与状況確認表を作成し、立 |速・丁寧・感謝)、個人情報等にかかる業務遂行確認や事故・不正防止な|IDカードの保管場所への返却状況についても確認を行い、その検査記録

> |する時間(ピーク時)の計測を毎月、入力業務の訂正・修正等の過誤件数| |チェックを適宜実施し、今後も品質の維持・向上に繋げていく。

(3)契約先の選定について

プロポーザル方式により、委託業者を選定しているが、今後同様にこの 方式を用いる場合には、選定委員の専門性が重要であり、より良い提案内 選考委員の選定において専門性を重視すると同時に恣意性が働かないよう 容が採用されるよう審査において、恣意性が働かないよう留意すること。 【要望事項】

な方法となるよう検討を行う。

【 検討中 】

選考委員の選定には専門性を視野に入れることを引き続き検討するほ か、前回の業務委託実施のためのプロポーザル審査委員会の設置において |は、プロポーザル実施の約3ヶ月前と短期間であったことから、次回契約| |にあたっては委員会の設置をより早期に行うこととする。また、選定委員 に市民課の業務内容及び体制、現行の委託業者との業務の切分け方といっ た情報等を提供することにより、選考のための知識や認識をより深めても らうように努める。

他市における市民課業務についてのプロポーザル実施状況を参考にし、

平成25年 9月30日

平成26年 3月28日

(4)原課による地元業者の育成について

本業務委託は10年以上経過し、業務改善が進まず、マンネリ化の傾向 が強い。加えて市内業者の参画の気配もない。競争原理を働かせるために も、本市の産業活性化のためにも、市内の地元業者の参画を促すため、積 極的なPRや入札応募への働きかけ、業務内容の指導・公開などを通し て、競争参加できる地元業者の育成について積極的な検討を要望する。 【要望事項】

平成25年 9月30日 【 検討中 】

市民課業務は、住民基本台帳法や戸籍法に基づいて行っており、業務遂 |行にあたっては法律上の専門的知識や実務経験が必要となる。このため、 |他の業務委託とは異なり人財育成に相応の教育期間を要することから新規| |参入業者が少ないものと考えている。今後、公募時には市内業者も参画し ていただくことができるように、PR方法についても他市の状況も参考に しながら検討する。

【 検討中 】 平成26年 3月28日

委託業務については住民基本台帳法や戸籍法といった専門的知識が必要 とされるが、市内業者においても新規参加が図られるよう、委託業務開始 時期及びプロポーザルの実施、事業者の選定等の期間については十分な期 間を設定するものとし、より市民課の業務についての見識を深めてもらう ことなど、その働きかけの手法について検討する。

(5)契約書の作成について

ア 契約書は調達契約課のひな形を使用しているが、実際の業務内容に合 わせて項目の要不要を判断し、整理すること。また、仕様書で条項がわか りにくいものなどがあるため、改善すること。【改善事項】

平成25年 9月30日 【 検討中 】

次回契約時に向けて、1つ1つの項目が実際の業務内容に真に必要な規 |定かどうか検証し、また、曖昧な表現になっている項目についても、実務| に即した明確な表現に改めていく。

平成26年 3月28日 【 検討中 】

他市の契約状況について調査を行い、現時点での当課契約書及び仕様書 の不要な項目、不明瞭な条項などの洗い出しを行った。次期(平成27年 10月)契約時には、土・日・休日の窓口開館や法改正(個人番号制度) 等により、契約・仕様内容も見直しが必要と想定されるため、これらのこ とも踏まえ、より分かりやすく実業務に合致したものに改めていく。

イ 債務負担行為による複数年契約をしていることから、委託当初の処理 件数見込みと実績が変動している場合もある。次期契約時には、処理件数「実績、成果等を確認し、実績が大きく変動した場合の取り扱いや対応につ の増減も考慮した仕様書を検討すること。【要望事項】

平成25年 9月30日 【 検討中 】

業務委託を行っている他市の契約にあたっての見込み要件や設定内容と いて調査・研究を行っている。

平成26年 3月28日 【 検討中 】

委託業務処理にかかる費用については、仕様書に記載された業務内容を より細分化して算出することを検討している。その際には、年毎の証明書 発行件数や届書取扱い件数の増減について再確認を行うと同時に、他市の 契約状況なども参考として仕様書の作成を図りたい。

ウ 個人情報の流出等の事故防止のため、牽制体制を強化し、従事者に対 し監視していることを認識させること。併せて、個人情報の流出等に対し↑個人情報の管理について、委託業者に牽制を継続して行っていく。 ての規制を強化するとともに、契約書にも更に厳しい規定を設けるなどの 見直しを行うこと。【改善事項】

平成25年 9月30日 【 継続努力 】

IDカードの貸与・保管状況については、抜き打ちチェックを実施し、

契約書上の個人情報取扱いに関する条文については、他市の契約事例等 の照会結果を踏まえ、より適切なものとなるように見直しの検討を行って いく。

【 継続努力 】 平成26年 3月28日

下半期において委託従事者の入れ替わりも多数であったため、改めて従 事者全員についての個人情報の取り扱い、守秘義務に関する宣誓書の徴求 を行い、これらの取り扱いについての再認識を促した。個人情報の管理に ついても、日々業務日報により確認しており、加えて定期的に従業員カー ド保持状況の抜き打ちチェックも継続し行っている。今後も引き続き個人 情報流出等の事故防止のため牽制を行っていく。

エ 災害時における危機管理体制について、委託業者の役割分担を契約書 に明記するよう検討すること。【要望事項】

【 検討中 】 平成25年 9月30日

災害時における委託業者の役割明記については、調達契約課にも協議を |行うと同時に、他市における契約事例等を照会し、調査・研究を行ってい| る。

平成26年 3月28日 【 検討中 】

災害時における危機管理体制の契約条項について、調達契約課と協議を 行うと同時に、他市の契約書内容についても調査・照会を行った。結果と して、他市においても災害時における委託業者の役割明記した契約事例は |見当たらなかったが、今後も引き続き調査・研究を行っていく。

(6)委託業者の勤務時間について

いるが、実際に在席している時間とは異なっている現状が見受けられた。 |勤務の実態に合わせた厳正な記録を徹底するよう委託業者に対し改善させ||図らせた。また、日報については厳正なチェックを行うと同時に、25年| ること。勤務時間は委託料算定の基礎であり、原課も厳しく精査・牽制す 4月には、再度、これらのことが従事者に徹底されていることの確認を責 ること。【改善事項】

平成25年 2月 5日 【 措置済 】

委託業者から提出される日報には、従事者の勤務時間実績が記載されて│ 日報における退庁時間については、IDカード返却時間でなく、実際の│ |退庁時間を記入するよう、25年2月に委託業者に申し入れを行い統一を 任者に行った。

(7)委託業務のノウハウの引継ぎについて

仕様書に成果物の帰属と引継ぎについて記載されているが、委託業者が ないノウハウなどを整理し、何を引き継ぐのかを明確にするとともに、契 約終了時には、円滑に引継ぎができるよう日常からノウハウの集積に取り 組むこと。【改善事項】

【 検討中 】 平成25年 9月30日

市民サービスが停滞することがないようにするためには、委託契約終了 業務の実施により取得したノウハウは大きな財産である。文書化されてい「時の円滑な引継ぎが前提である。どのような引継ぎが可能かを委託業者と も協議を行い、まずベースとなる実務マニュアルを作成・文書化して共有 していけるよう、双方にて取り組みを進めている。

平成26年 3月28日

PC端末のリプレースを契機として、現委託従事者が従来より引継ぎ運 |用を行っている実務ごとのポイント、注意点などについては、共有ファイ |ルとして整理保存を行った。日常業務のノウハウ集積についても、定期的 │に委託業者と協議を行うだけでなく、共有ファイルを利用して、双方が**マ** ニュアルとして用いることができるよう検討を行う。

(8)貸与備品の実査について

|時と契約終了時には、双方立会いのうえ備品の実査を行い、記録を文書に||託業者立会いのもと実査確認を行っているが、契約開始・終了時も含め、 |して残すこと。また、契約期間中においても定期的に実査を行い、記録を|定期的に確認作業を行い、実査記録として残すよう改めた。今後も引き続 文書にして残すこと。【改善事項】

平成25年 9月 3日 【 措置済 】

本市の財産である机、椅子等を委託業者に貸与しているので、契約開始 貸与備品については備品管理台帳を作成し、4月と9月の各月当初に委 き確認を徹底していく。

(9)職員の能力向上について

質・原価見積・法的根拠等)を実施するなど契約事務における職員の能力研修会を開催し、管理職も含めて契約事務能力の向上を図った。25年度 向上に努めること。これを徹底しないと、多くのロスや事故、不正の発生|についても、管理部門に重点を置いて担当職員を増員するとともに、若手 の可能性が大であることを再認識すること。【改善事項】

平成25年 2月 1日 【 措置済 】

契約の日常管理事務のマニュアル等を作成したり、職場研修(業務品 25年2月に、調達契約課、会計管理室担当者を講師として、実務担当 |職員に契約事務を経験させ、職場全体の能力向上に取り組んでいる。

(10) 職場のレイアウトについて

委託業者や市職員の動線や職場のレイアウトについて、業務を行うにあ たり効率的なものか、また、労働者派遣法の最新の解釈に適合しているか頭に、処理の迅速化、効率化を考え、記録グループの書類保管場所や帳票 など、間仕切りの要不要や職員間の情報や作業の流れなども含め検討する出力位置の変更、管理グループのレイアウト変更、住基ネット情報端末の こと。【要望事項】

【 措置済 】 平成25年 3月29日

職場レイアウトについては、25年3月末に正確性を確保することを念 設置場所の一元化などを行った。また、請負契約における業務上の独立性 |確保の観点も踏まえ、間仕切り等について、労働者派遣・請負を適正に行 うためのガイドラインにより再確認した。委託業者とも業務遂行にあたっ ての改良点や気づいた点について定期的な協議の場を持ち、労務上の指揮 |命令系統を明確に区別した上で、実務作業の流れを考えた改善に取り組ん| でいる。